

特定非営利活動法人
国際社会貢献センター

定 款

定 款 目 次

第1章 総則 （名称）・・・・・・・・・・ 1 （事務所）・・・・・・・・・・ 1 第2章 目的及び事業 （目的）・・・・・・・・・・ 1 （特定非営利活動の種類）・・・・ 1 （事業）・・・・・・・・・・ 1 第3章 会員 （種別）・・・・・・・・・・ 2 （入会）・・・・・・・・・・ 2 （会費）・・・・・・・・・・ 2 （会員の資格の喪失）・・・・ 2 （退会）・・・・・・・・・・ 3 （除名）・・・・・・・・・・ 3 （入会金及び会費の不返還）・・・ 3 第4章 役員等 （種別及び定数）・・・・・・・・ 3 （選任等）・・・・・・・・・・ 3 （職務）・・・・・・・・・・ 4 （任期等）・・・・・・・・・・ 4 （欠員補充）・・・・・・・・・・ 4 （解任）・・・・・・・・・・ 4 （報酬等）・・・・・・・・・・ 4 （名誉会長、副会長、顧問、参与）・ 4 第5章 総会 （種別）・・・・・・・・・・ 5 （構成）・・・・・・・・・・ 5 （権能）・・・・・・・・・・ 5 （開催）・・・・・・・・・・ 5	（招集）・・・・・・・・・・ 5 （議長）・・・・・・・・・・ 6 （定足数）・・・・・・・・・・ 6 （議決）・・・・・・・・・・ 6 （表決権等）・・・・・・・・・・ 6 （議事録）・・・・・・・・・・ 6 第6章 理事会 （構成）・・・・・・・・・・ 7 （権能）・・・・・・・・・・ 7 （開催）・・・・・・・・・・ 7 （招集）・・・・・・・・・・ 7 （議長）・・・・・・・・・・ 8 （定足数）・・・・・・・・・・ 8 （議決）・・・・・・・・・・ 8 （表決権等）・・・・・・・・・・ 8 （議事録）・・・・・・・・・・ 8 第7章 運営組織 （委員会及び部会等）・・・・ 9 （事務局）・・・・・・・・・・ 9 第8章 資産及び会計 （資産の構成）・・・・・・・・ 9 （資産の管理）・・・・・・・・ 9 （会計の原則）・・・・・・・・ 10 （事業計画及び予算）・・・・ 10 （暫定予算）・・・・・・・・ 10 （予算の追加及び更正）・・・・ 10 （事業報告及び決算）・・・・ 10 （事業年度）・・・・・・・・ 10 （臨機の措置）・・・・・・・・ 10
--	--

第9章 定款の変更、解散及び合併 （定款の変更） 10 （解散） 11 （残余財産の帰属） 11 （合併） 11 第10章 公告の方法 （公告の方法） 11 第11章 雑則 （細則） 11	附 則 （定款の施行日） （設立当初の役員） （設立当初の役員の任期） （設立当初の事業計画及び収支予算） （設立当初の事業年度） （設立当初の会費）
--	---

特定非営利活動法人 国際社会貢献センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 国際社会貢献センターと称する。以下「センター」という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都千代田区に置く。必要に応じ支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、政府関係機関、地方自治体、民間の企業・組織・団体などに対し、主に人的支援等による民間レベルでの支援・交流活動を通じて国の内外での社会貢献に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 消費者の保護を図る活動
- (6) 社会教育の推進を図る活動
- (7) まちづくりの推進を図る活動
- (8) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (9) 環境の保全を図る活動
- (10) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (11) 子供の健全育成を図る活動
- (12) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (13) (1)～(12)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 センターは、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 国際社会貢献等に関する人的支援を行うための人材の募集、管理、推薦、派遣及び斡旋
- (2) 国際社会貢献活動に関する普及啓発(研修等)
- (3) 国際社会貢献等に関する情報の収集、資料の作成及び提供(通訳・翻訳、調査・コンサルティング、出版等)
- (4) 関係機関・団体との連絡・協調
- (5) 前号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 センターの会員は、正会員、賛助会員及び活動会員の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、センターの目的に賛同して入会し、センターの活動を推進する個人、法人及び団体とする。
- 3 賛助会員は、センターの目的に賛同して入会し、その事業に協力しようとする個人、法人及び団体とする。
- 4 活動会員は、センターの事業に参加しようとする個人とする。活動会員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(入会)

第7条 センターに正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、正当な理由がない限りは、入会を認めなければならない。入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員又は活動会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 活動会員は、会費を徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき。

- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- 2 活動会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡したとき。
 - (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理 事 8人以上30人以内
- (2) 監 事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長、2人以内を常務理事とする。

(選任等)

第14条 センターの役員は、正会員(法人会員又は団体会員の場合にあつては、その役職員)のうちから選任する。ただし、上記以外の者をセンターの役員とする必要のある場合は12人を限度として選任することができる。

- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 3 会長、理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、センターの役員になることはできない。
- 5 役員の構成は、法第21条に適合しなければならない。
- 6 監事は、理事又はセンターの職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、センターを代表する。

- 2 理事長は、会長を補佐し、業務を総括、処理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、センターの業務を執行する。
- 5 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、監事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けとることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 役員の報酬及び費用の支弁に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(名誉会長、副会長、顧問、参与)

第20条 センターに、名誉会長、副会長、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦を得て、会長がこれを推戴する。

- 3 副会長、顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 4 副会長及び顧問は、センターの運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 参与は、センターの事業に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

第5章 総 会

(種別)

第21条 センターの総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散又は合併
- (3) 監事の解任
- (4) 理事会より付議された事項
- (5) その他、センターの運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長又は理事長がこれにあたる。ただし、第24条第2項第3号の規定に基づく臨時総会を開催した場合は、出席した正会員の中から議長を選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) センターの運営に係る事項

- ① 事業計画及び予算並びにその変更
 - ② 事業報告及び決算
 - ③ 会費の額
 - ④ 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - ⑤ その他運営に関する重要事項
- (2) 役員の選任又は解任、職務及び報酬。ただし、監事の解任は除く。
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (4) 事務局の組織及び運営に関する重要事項
 - (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長又は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 運営組織

(委員会及び部会等)

第40条 センターは、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等を設けることができる。

- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第41条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局に関する規程は、理事長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第43条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 センターの会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 センターの事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 センターの事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 センターが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 センターの定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第52条 センターは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりセンターが解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 センターが解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 センターが合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 センターの公告は、センターの掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、センターのホームページにおいて行う。

第11章 雑 則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、センターの成立の日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 センターの設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2002年6月30日までとする。
- 4 センターの設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 センターの設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。
- 6 センターの設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ①個人 年会費一口 10,000円
- ②法人 年会費一口 50,000円
- ③団体 年会費一口 50,000円

(2) 賛助会員

- ①個人 年会費一口 5,000円
- ②法人 年会費一口 10,000円
- ③団体 年会費一口 10,000円

以上

別 表 設立当初の役員

役職名	氏 名
会 長	宮 原 賢 次
副会長	佐々木 幹 夫
〃	辻 亨
〃	安 武 史 郎
〃	丹 羽 宇一郎
〃	清 水 愼次郎
理事長	池 上 久 雄
常務理事兼事務局長	宮 内 雄 史
理 事	西 川 徹
〃	寺 島 實 郎
〃	中 根 正 彦
〃	鈴 木 孝 幸

〃	伊 東 淳 一
〃	小 河 甫
〃	増 渕 文 規
〃	鈴 木 貞 洋
〃	林 康 広
〃	高 橋 坦
監 事	高 梨 圭 介

制定 平成13年1月10日

変更 平成15年5月30日 第3回通常総会

認証 平成15年9月26日 東京都知事

変更 平成16年6月1日 第4回通常総会

認証 平成16年10月6日 東京都知事

変更 平成25年5月31日 第13回通常総会

認証 平成25年9月6日 東京都知事

変更 平成29年5月31日 第17回通常総会

変更 令和2年6月23日 第20回通常総会

認証 令和2年8月17日 東京都知事

変更 令和2年10月26日 第1回臨時総会

認証 令和2年12月28日 東京都知事

変更 令和5年5月31日 第23回通常総会

認証 令和5年7月24日 東京都知事

変更 令和7年5月30日 第25回通常総会

認証 令和7年8月8日 東京都知事